

第2回検討会・意見陳述について

札幌市民生委員児童委員協議会

副会長 向 俊孝

I 居住要件緩和について

「① 対象とする市区町村をどのように考えるか」

(結論)

居住要件の緩和には反対である。

(反対の理由等)

- 担い手不足は全国的な課題であることは民生委員や地区民児協会長も承知していることではあり問題解決に向けた議論は歓迎すべきであるが、地域で一緒に暮らしているからこそ顔が見える関係や、相談しやすい環境が生まれ、地域の一番身近な相談員、民生委員信条にも詠っている“隣人愛”の思いが生かされていることから、居住要件の緩和は民生委員制度の成り立ちや制度の趣旨に合わないと感じる。

- 提案された港区、居住要件緩和が担い手不足の解消につながるとの説明があったが、居住要件緩和ありきで、
 - ・仕事と民生委員活動の両立しやすい環境の整備、具体的には「定例会の夜間開催やオンライン開催への変更」、「活動記録等の提出物や調査法のやり方の簡素化や工夫の検討」
 - ・地域に居住していないことで生じる緊急時等への対応を行政機関や福祉関係機関との連携の検討等

を説明しているが、これら提案事項は現在も一日でも早く解決しなければならない事項であり、居住要件緩和より先行して問題解決に取り組むことが先決と思慮する。居住要件緩和が先行されることでないと思う。

特に、夜間、土日祝祭日の緊急時における、市町村役場、区役所、地域包括支援センター、児童相談所等の行政機関の対応が十分に期待できるかどうか大変に疑問である。

- 一部自治体の要請を全国一律適用は如何なものか。
NHK 首都圏ネットワークで“担い手不足 民生委員”が放送されたようだがそのなかで専門家は「地域の住民に限るという要件を緩和する声が上がって

いる」ことに対して、「一緒に暮らしている住民がサポートすることは地域福祉の観点からも非常に重要だ。いまの運用のなかで、特例を認めるという検討もあっていいと思う。そうすることで選びかたがもっと多様になる」と話している、となっている。

私もこの専門家の方向性に共感する部分があり、第1回検討会で全民児連・高山副会長も申し上げているように民生委員制度の成り立ちや制度の趣旨を尊重することが必要と思うので、現行の民生委員法等関係法令を改める方法ではない形で、選任の手続きや方法、取り組みの工夫等の全体について多様な視点から、必要に応じた改善に取り組むことが望ましいと考える。

「② 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点について、どのようなことが考えられるか」

(結論)

私は基本的に今回の居住要件緩和には賛同できない。

まず、この度の緩和要件を議論するにあたり「在勤者」の解釈が独り歩きしていると思われることから、この度の検討会における「在勤者」の定義を明確にさせていただきたい。

その上での検討が必要だが、現時点では、遜色ない活動が行えると認められる条件が実際にあるかどうかについては疑問と感じる。

II 担い手確保対策について

札幌市における担い手確保対策について

● 民生委員・児童委員欠員対策ワーキンググループの開催

- 令和3年度に札幌市本庁・各区役所を中心に、民生委員・児童委員の欠員対策の検討のため実施しました、ワーキンググループを今年度・令和6年度は行政と札幌市民児協の共催で開催される。
- 今回は、現役民生委員・児童委員の意見も伺うことから、メンバーは各区から1名、各年代の参加と考え市民児協においてランダムに選出し参加者はすでに決定している。
- なお、ワーキンググループは本年度内に全4回、札幌市社会福祉総合センターで開催される。また、議論内容は市民児協理事会と共有予定。
- ワーキンググループ開催概要
 - ・開催日時 全4回（8月、10月、12月、1月）
水曜日 18時30分～20時00分（予定）
 - ・検討内容 次期改選に向けた欠員対策について
 - ・参加者 現役民生委員児童委員 10名

市保健福祉局地域福祉生活支援課	数名
区保健福祉課活動推進担当	数名
市民児協事務局	数名

- 札幌市ボランティアセンター主催「民生委員・児童委員入門講座」の開催
 - 令和3年度より、担い手確保対策の一環として、一般市民向けに入門講座を年3回実施している。
 - 講座に参加し、活動に関心を持った方には、「民生委員・児童委員 希望者情報カード」に住所・氏名・電話番号等を記載していただき、本人の同意のうえ、単位民児協会長に情報提供を行っており、実際にこの講座の受講がきっかけとなって民生委員・児童委員に委嘱された方もいる。

- 「新規任用から3年目を迎える民生委員・児童委員懇談会」の開催
 - 平成26年度より市民児協研修事業の一環として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱を受けて2年を超えた方を対象に、2期目も不安なく活動を継続していただくことを目的として、標記研修を開催している。
 - 研修の内容は話題提供(民生委員・児童委員活動に関する時事的な情報提供)とグループ討議が中心となるが、グループ討議では、単位民児協会長が各グループにアドバイザーとして入り、助言や激励を行っている。
 - 活動年数がほぼ同じである民生委員・児童委員同士で、日頃の活動の苦勞ややりがいを共有し、疑問に感じていることを解消することにより、活動意欲の涵養および委員個人のネットワークづくりに効果が出ている。
 - ただ、一斉改選の前年度は必然的に対象人数が膨大になることから、単位民児協会長や事務局の負担が大きくなることが課題である。(今年度の対象者は558人)

Ⅲ その他

- 業務内容の見直しについて
 - 令和4年度に「民生委員・児童委員の負担感に係るアンケート」を実施し、最も負担に感じている「行政からの依頼事項」のうち、全回答の約83%を占めた、「生活保護の意見書作成用務」について行政に陳情し、令和5年12月末を以て廃止に至った。

- 活動費の増額見直しについて

- 活動記録の記載内容及び記載方法の簡素化について